

第1部 総論

第1章 構成要件該当性 p1～53

- 第1節. 意義および機能 p1
- 第2節. 構成要件の要素 p1
- 第3節. 実行行為 p1
- 第4節. 正犯 p2～12
- 第5節. 不真正不作为犯 p13～20
- 第6節. 因果関係 p21～32
- 第7節. 構成要件の故意 p33～45
- 第8節. 過失 p46～53

第2章 違法性 p54～86

- 第1節. 違法性の本質 p54～55
- 第2節. 正当行為 p56～57
- 第3節. 超法規的違法性阻却事由 p58～64
- 第4節. 正当防衛 p65～83
- 第5節. 緊急避難 p84～86

第3章 責任 p87～94

- 1. 責任能力 p87～90
- 2. 責任故意 p91～93
- 3. 期待可能性 p93～94

第4章 未遂犯 p95～112

- 第1節. 実行の着手 p95～105
- 第2節. 不能犯 p105～108
- 第3節. 中止犯 p108～112

第5章 共犯 p113～146

- 第1節. 共犯の基礎理論 p113
- 第2節. 共同正犯 p114～135
- 第3節. 教唆犯 p136～139
- 第4節. 幫助犯 p140～143
- 第5節. 共犯と身分 p144～146

第6章 罪数 p147～151

- 第1節. 単一罪 p147
- 第2節. 法条競合 p147
- 第3節. 包括一罪 p148～149
- 第4節. 科刑上一罪 p149～151

第2部 各論（1）個人的法益に対する罪

第1章 生命に対する罪 p152～156

- 第1節. 殺人罪 p152
- 第2節. 殺人予備罪異 p152
- 第3節. 自殺関与罪・自殺教唆罪 p153～154
- 第4節. 堕胎罪 p154～155
- 第5節. 遺棄罪 p155～156

第2章 身体に対する罪 p157～167

- 第1節. 暴行罪 p157
- 第2節. 傷害罪 p158～162
- 第3章. 凶器準備集合罪 p162～163
- 第4節. 過失致死傷罪 p163～164
- 第5節. 自動車運転致死傷行為処罰法 p164～167

第3章 自由に対する罪 p168～186

- 第1節. 脅迫罪・強要罪 p168～170
- 第2節. 逮捕・監禁罪 p170～172
- 第3節. 略取・誘拐・人身売買罪 p173～176
- 第4節. 性的自由に対する罪 p176～181
- 第5節. 住居侵入罪 p182～186

第4章 人格的法益に対する罪 p187～189

- 第1節. 秘密に対する罪 p187
- 第2節. 名誉に対する罪 p187～189

第5章 信用及び業務に対する罪 p190～193

- 第1節. 信用毀損罪 p190
- 第2節. 偽計等業務妨害罪 p190～191
- 第3節. 威力業務妨害罪 p191～193
- 第4節. 電子計算機損壊等業務妨害罪 p193

第6章 財産犯 p194～271

- 第1節. 財産犯の体系 p194
- 第2節. 窃盗罪 p194～204
- 第3節. 不動産侵奪罪 p205
- 第4節. 強盗罪 p206～219
- 第5節. 詐欺罪 p220～240
- 第6節. 恐喝罪 p241～244
- 第7節. 横領罪 p245～256

第8節. 背任罪 p257～261

第9節. 盗品等に関する罪 p262～268

第10節. 毀棄・隠匿罪 p269～271

第3部 各論（2）社会的法益に対する罪

第1章 公共危険罪 p272～281

第1節. 騒乱罪 p272

第2節. 放火罪・失火罪 p272～279

第3節. 出水罪 p279～280

第4節. 往来妨害罪 p280～281

第5節. 公衆の危険に対する罪 p281

第2章 取引等の安全に対する罪 p282～299

第1節. 通貨偽造罪 p282～283

第2節. 文書偽造罪 p284～296

第3節. 有価証券偽造罪 p296～297

第4節. 支払用カード電磁的記録に関する罪 p297～298

第5節. 印章偽造罪 p298

第6節. 不正指令電磁的記録に関する罪 p299

第3章 風俗に対する罪 p300～301

第1節. わいせつ及び重婚の罪 p300

第2節. 賭博及び富くじに関する罪 p300～301

第3節. 礼拝所及び墳墓に関する罪 p301

第4部 各論（3）国家的法益に対する罪

第1章 国家の存立に対する罪 p302～303

第1節. 内乱に関する罪 p302

第2節. 外患に関する罪 p302～303

第2章 国交に関する罪 p304

第3章 国家の作用に対する罪 p305～331

第1節. 公務の執行を妨害する罪 p305～310

第2節. 逃走の罪 p311

第3節. 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪 p312～315

第4節. 偽証の罪 p316

第5節. 虚偽告訴の罪 p317

第6節. 職権濫用罪 p318

第7節. 賄賂罪 p319～331

第6節. 因果関係

1. 条件関係

因果関係は、発生した結果を実行行為に帰責（帰属）させる役割を果たすものであるから、それが認められるためには、少なくとも、実行行為によって結果が惹起されたという事実的な関係（つながり）という意味での事実的因果関係（条件関係）の存在が必要である。

このように、条件関係は、因果関係が認められるための最低条件である。

（1）条件関係の判断公式

条件関係は、「その行為がなければその結果は発生しなかった」（＝「あればなければこれなし」）という判断基準により判断される。

この公式は、「その行為がなければ」と仮定して判断するため、仮定的消去法の公式とも呼ばれている。

（2）条件公式の使い方

ア. 結果の具体的把握

構成要件の結果は具体的に把握される。実行行為との間の因果関係が問題となる結果は具体的な結果だからである。¹⁾

イ. 代替的原因の存在

現実遂行された実行行為のほかに、構成要件の結果を同様に惹起する代替的原因が存在する事例においては、実行行為を取り去っても、代替的原因によって構成要件の結果が同様に発生していたであろうとされるから、「行為なければ結果なし」の公式によると条件関係を肯定することができないことになるのではないかという問題がある。

〔論点1〕 択一的競合事例

代替的原因が現実化した事例である。例えば、XとYの二人が、それぞれ独立に、Vを殺害しようとして、Vの飲み物にそれぞれ致死量の同一毒を混入し、その結果、Vが死亡した事例である。

代替的原因が現実化した択一的競合事例では、「行為なければ結果なし」の公式によると、双方の行為につき条件関係が否定される。

これでは、双方の行為に条件関係が肯定される重疊的因果関係の事例との均衡を欠く。

そこで、上記公式は条件関係判断の補助公式にすぎず、当該行為の作用により結果が発生したと認められる場合には条件関係が認められると解すべきである（合法測的条件説）。

〔論点2〕 仮定的因果関係の事例

代替的原因が潜在化していた事例である。例えば、死刑囚に対して死刑が執行される際、被害者の父親がその場に現れ、死刑執行のボタンを自分で押し、執行予定時刻に死刑囚を死亡させたという事例である。

A

基本刑法 I 59 頁

基本刑法 I 59 頁

山口総論 52～54 頁、基本刑法 I 59

～65 頁

B

B

¹⁾ 不作為犯と過失犯では、期待された作為・結果回避義に合致した行為がなされていたならばという仮定をして、結果回避可能性の観点から条件関係が判断される（山口総論 55～57 頁）。これについて、付け加え禁止の原則に対する例外であるという見方もある（基本刑法 I 61 頁）。

条件関係は、行為なければ結果なしの公式により判断されるのが通常である。

確かに、仮定的因果関係の事例では、当該行為がなくても潜在する代替的原因により結果が発生していたのだから、行為なければ結果なしという関係が認められないとも思える。

しかし、因果関係の判断過程において構成要件の結果は具体的に把握される。

そうすると、潜在していたにとどまる代替的原因を捨象して、行為なければ結果なしという関係の存否を判断されることになる（付け加え禁止の原則）。

2. 法的因果関係

(1) 判例・学説の流れ

因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加え、法的因果関係も認められる必要がある。

基本刑法 I 66 頁

法的因果関係については、その行為からその結果が発生することの経験的通常性を基準として判断する相当因果関係説がある。²⁾

高橋総論 127～128 頁

相当因果関係説の内部では、経験的通常性の判断基底の範囲について、行為時に行為者が認識・予見した事情及び認識・予見し得た事情とする主観説、行為時に存在した全事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情とする客観説、並びに行為時に一般人が認識・予見し得た事情及び行為者が特に認識・予見していた事情とする折衷説が対立している。

大阪南港事件では、X の暴行により V の死因である内因性高血圧橋脳出血が形成され、その後に、予見不能な Y の暴行により上記脳内出血が拡大されることで V が幾分か死期を早めて死亡しているところ、Y の暴行は異常性の高いものであるために一般人の認識・予見可能性も客観的な予見可能性も認められない上、X による認識・予見も認められないから、主観説・客観説・折衷説のいずれにおいても、Y の暴行を経験的通常性の判断基底に取り込むことができない。

最決 H2.11.20・百 1 10

相当因果関係説の中には、経験的通常性を問題とする因果経過を「X の暴行による V の死亡」という現実には存在しなかったものとして抽象的に捉えることで、X の暴行が死因となった上記脳内出血を形成するほど強力なものであったのだから、これにより V が死亡するという因果経過には経験的通常性が認められるとするのであるとして、相当因果関係を肯定する見解もある。

基本刑法 I 72 頁

他方で、経験的通常性を問題とする因果経過を「X の暴行、Y の暴行、上記脳内出血による V の死亡」という現実には存在するものとして捉える見解からは、X の暴行と V の死亡の間に介在して V 死亡に対して因果的に寄与して

ローブラ 18 頁

²⁾ 経験的通常性とは、「一般人の経験上その行為からその結果が発生することが相当であること」を意味する（基本刑法 I 67 頁）。

いるYの暴行を判断基底に取り込むことができない以上、因果経過の経験的通常性が否定され、相当因果関係は認められないことになる。

このように、相当因果関係説では、Yの暴行が判断基底から除外された場合に相当因果関係を認めることができるのかについて、因果経過をどこまで抽象的に捉えるのかによって結論が異なるという意味で、具体的な介在事情を判断基底から除外した後に因果経過の経験的通常性を判断する際に因果経過をどこまで抽象的に捉えるべきかが不明確であるという問題点がある。

さらには、経験的通常性をどのように判断するのかが不明確であるという問題点もある。

相当因果関係が抱える問題は、大阪南港事件のように、実行行為により結果発生原因が直接形成されているものの予見不能な介在事情により結果発生が早められたという事案で顕在化する。

〔論点3〕危険の現実化説

因果関係には偶発的な結果を排除して適正な帰責範囲を確定する機能があるから、因果関係が認められるためには、条件関係に加え、法的因果関係も認められる必要がある。

法的因果関係については、経験的通常性を判断基準とする相当因果関係説もある。

相当因果関係説によると、実行行為により結果発生原因が直接形成されているものの予見不能な介在事情により結果発生が早められたという事案では、介在事情を判断基底に取り込むことができないため、因果経過を具体的に捉えると相当因果関係が否定される。

行為者の行為の結果発生に対する寄与度が大きい一方で介在事情の寄与度が小さいにもかかわらず、法的因果関係が否定されるのは妥当でない。

適正な帰責範囲を確定するためには、介在事情の寄与度も考慮するべきである。

そこで、法的因果関係の存否は、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断し、その際には介在事情の異常性と結果への寄与度が考慮されると解すべきである（危険の現実化説）。^{3) 4) 5)}

基本刑法 I 72～73 頁

高橋総論 130 頁、佐伯 66 頁

A

平成 30 年司法試験短答式刑法第 19

問

3) 行為そのものの危険性は「介在事情の…結果への寄与度」として考慮される。両者は表裏の関係に立つからである。行為の危険性は、行為時に存在した全事情を基礎に客観的に判断される（山口総論 61 頁）。

4) 危険の現実化説では、介在事情の予見可能性は危険の現実化の判断に意味を持ちうる限りで考慮されるものであると説明される（山口総論 60 頁）。これは、介在事情の予見可能性は、介在事情の異常性の有無・程度の判断において考慮されるという意味であると思われる。

5) 危険の現実化説については、「この見解によれば、因果関係の有無は、客観的に存在するすべての事情を判断の基礎とし、実行行為の危険性、介在事情の異常性、介在事情の結果への寄与度等を考慮しつつ、行為の中に含まれている危険が結果の中に現実化したといえるかによって判断することになる」（基本刑法 I 初版 81 頁）として、前田教授が総合衡量の要素とする、①実行行為そのものの危険性の大小（実行行為時における結果発生の蓋然性の程度）・②行為時併発事情・行為後介在事情の異常性（予見可能性の低さ）・③実行行為と併発・介在事情の最終結果への寄与度（前田総論 134 頁）を危険の現実化説の下位基準として挙げる説明もあるが、これらの帰属基準では判例において基準となる「誘発」「支配」「利用」などの要素を盛り込むことはできないだろうという指摘もある（高橋総論 133 頁）。また、基本刑法 I 第 2 版 74 頁でも、初版における上記記述の一部が削除され、「この見解によれば、因果関係の有無は、客観的に存在するすべての事情を判断の基礎とし、行為の中に含まれている危険が結果の中に現実化したといえるかによって判

(2) 事案類型

ア. 被害者の特殊事情

実行行為の危険性は、実行行為時に存在した全事情を基礎に客観的に判断されるから、被害者の特殊事情の存在を前提として判断される（被害者の特殊事情は、その異常性の程度を問わず、行為の危険性を判断する事情として考慮される。）。

したがって、当該行為は、被害者の特殊事情と相まって結果を生じさせる危険性があると評価されるから、危険の現実化が認められ、因果関係が肯定される。

〔判例 1〕老女布団蒸し事件

事案：X が V に布団で鼻口部を圧迫するなどの暴行を加えたところ、V の心臓等に高度の病的素因があったため、V が心臓死した。

判旨：「致死の原因たる暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に高度の病変があつたため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であつても、右暴行による致死の罪の成立を妨げないと解すべきことは所論引用の当裁判所判例…の示すところであるから、たとい、…X の本件暴行が、V の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかつたならば致死の結果を生じなかつたであろうと認められ、しかも、X が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することもできなかつたものとしても、その暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上、その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める余地がある…。」

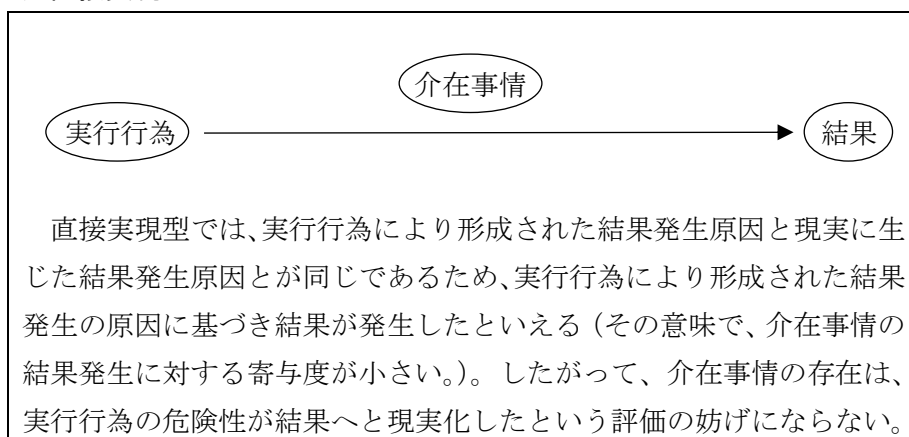
山口総論 61 頁

B

最判 S46.6.17

イ. 行為後の介在事情

(ア) 直接実現型



行為者の実行行為が結果発生の直接的原因になっている場合には、行為者の実行行為そのものの危険性が結果へと現実化したといえるため、

山口総論 64 頁、基本刑法 I 78 頁

介在事情は、実行行為と結果を結ぶ矢印（線）の外側に位置するというイメージ。

直接実現型では、介在事情の結果への寄与度が、危険の現実化という評

断することになる」という説明に変更されている。そして、高橋総論 137 頁では、危険の現実化説の下位基準として、①行為による結果発生の危険（結果に対する影響力）の大きさ、②行為と介在した他の事情の関係（支配、利用、誘発、随伴など）を考慮した実質的危険度の修正（これらの事情は「危険の創出」に内在するものでなければならない）、③行為の危険の実現（影響力）がそれら他の事情の影響力によって遮断されるといえるかどうか、④全事情を総合する事後判断が挙げられている。

第4節. 正当防衛

法治国家においては、個人の権利・利益が侵害されそうになった場合の予防や侵害された場合の回復は公的機関の任務に属し、私人による実力行使は原則として禁止される（自力救済の禁止）。しかし、公的機関の保護を求める余裕がない場合には、例外的に、私人による実力行使が認められ、これを緊急行為という。正当防衛は、この緊急行為の1つである。

1. 正当防衛の本質

急迫不正の侵害者に対する関係で被侵害者に優越的地位が認められることにある。すなわち、正は不正に譲歩する必要はないのであり、不正な侵害に対する正当な利益の質的な優位性が認められるのである。こうして、「急迫不正の侵害」に対する回避・退避義務が否定される。

2. 成立要件

(1) 緊急行為性

最高裁平成20年決定は、自招侵害に対する防衛行為について、緊急行為性という正当防衛の制度趣旨から、急迫性要件を経由することなく直ちに正当防衛の成立を否定している。

〔論点1〕自招侵害

防衛行為者について侵害者に対する関係で優越的地位が認められている根拠は、正当防衛が正対不正という状況で行われることにある。

そこで、①違法行為による侵害行為の招致（違法行為による触発）、②招致行為と侵害行為の一連一体性（①の直後に近接した場所で侵害行為が行われたこと）、③侵害行為が招致行為の危険性（程度）を大きく超えないことを要件として、正当防衛状況の欠如により自招侵害に対する正当防衛の成立が否定されると解する。

〔判例1〕

事案：Vは、Xから左ほおを手拳で1回殴打された直後、自転車でXを追いかけて、殴打現場から約26.5m先を左折して約60m進んだ歩道上でXに追いつき、自転車に乗ったまま、水平に伸ばした右腕で後方からXの背中上部又は首付近を強く殴打した。

Xは、Vの暴行により前方に倒れたが、起き上がり、護身用に携帯していた特殊警棒によりVの顔面や防御しようとした左手を数回殴打する暴行を加え、よって、Vに加療約3週間を要する顔面挫創・左手小指中節骨骨折の傷害を負わせた。

判旨：「Vの攻撃は、Xの暴行に触発された、その直後における近接した場所での一連、一体の事態ということができ、Xは不正の行為により自ら侵害を招いたものといえるから、Vの攻撃がXの前記暴行の程度を大きく超えるものでないなどの本件の事実関係の下においては、Xの本件傷害行為は、Xにおいて何らかの反撃行為に出ること

A

基本刑法 I 167 頁

青本 65 頁、山口総論 113～114 頁、

基本刑法 I 168 頁

基本刑法 I 198 頁

A

山口総論 113～114 頁

最決 H20.5.20・百 I 26、佐伯 157

頁、高橋総論 295 頁

B

最決 H20.5.20・百 I 26

が正当とされる状況における行為とはいえないというべきである。
そうすると、正当防衛の成立を否定した原判断は、結論において正当である。」

(2) 「急迫不正の侵害」

法益侵害が現に存在しているか、または間近に押し迫っていることをいう。

最判 S46.11.16

ア. 「不正」

要保護性を備えた利益に対する侵害であれば足りるが、刑法上違法性が阻却される侵害については「不正」とはいえない。刑法上許された行為を正当防衛により阻止することを認めることは、刑法上の違法評価において矛盾を肯定することになるからである。

山口総論 117 頁

イ. 「侵害」

「侵害」とは、「他人の権利」（法益）を侵害する危険をもたらすものをいうが、それが人の行為に限られるのかについて争いがある。これが、対物防衛の肯否という問題である。

山口総論 115 頁

〔論点 2〕 対物防衛の肯否

B

違法性の実質を法益侵害に求める結果無価値論からは、動物・物による侵害も、被侵害者の正当な法益を侵害するものである以上、「侵害」に当たると解することになる。

基本刑法 I 178～179 頁

しかし、違法性の実質は社会倫理規範違反にも求めるべきである。

そして、社会倫理規範は人以外の動物・物には向けられていないし、動物・物には社会倫理規範に違反する意思もない。

したがって、「侵害」は人の行為に限られ、動物・物による侵害はこれに含まれないと解する。

ウ. 「急迫」性

公的機関による保護を求めることなく実力行使によって侵害を除去する必要性（それが許容されるための緊急状態）を基礎づけるものである。

山口総論 118 頁

〔論点 3〕 予期された侵害の「急迫」性（1）

「急迫」性は、客観的事実のみにより判断するべきか。

A

学説には、「急迫」という文言の解釈において主観的事実を考慮することには文理上無理があるなどの理由から、侵害の「急迫」性は侵害が時間的・場所的に切迫しているか否かという客観的事実のみにより判断されるべきであり、侵害の予期や積極的加害意思といった主観的事実を考慮するべきではないとする見解もある。

基本刑法 I 175 頁

しかし、正当防衛は公的機関の法的保護を求めることが期待できない状況下で自力救済禁止の例外として許容される私人による実力行使たる緊急行為としての性格を有するところ、行為者の主観的事実如何によっては反撃行為が実質的には相手に対する侵害と同様であるとして緊急行為性を欠くことがあるというべきである。

基本刑法 I 175～176 頁、山口総論
126 頁

また、上記学説はその根拠として「急迫」性が正当防衛状況という前提要件であることも挙げるが、正当防衛状況とは防衛行為と切り離された要

高橋総論 275 頁

件ではなく防衛意思とともに行為を「防衛」行為と性格づける要件であるから、行為者の主観的事情と関連させる必要がある。

そこで、侵害の「急迫」性の判断では、客観的事情のみならず、主観的事情も考慮するべきであると解する。¹⁾

〔論点 4〕 予期された侵害の「急迫」性（2）

「急迫」性について客観的事情のみならず主観的事情も考慮して判断すると理解する立場からは、行為者の主観的事情により「急迫」性が否定されるのはいかなる場合かという点が問題になる。

（論証 1）

正当防衛は、正対不正の関係における被侵害者の利益の優位性を認め、侵害の回避・退避義務を否定することを前提としている。

そこで、予期された侵害であっても、被侵害者が積極的加害意思（侵害の機会を利用して積極的に侵害者に対して加害行為をする意思）で侵害に臨んだのでなければ、「急迫」性が認められると解する。

（論証 2）

36 条は、公的機関による法的保護を求めることが期待できない状況下で自力救済禁止の例外として私人の対抗行為が許容される緊急状況を表す趣旨で「急迫」性を要件としている。

そこで、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らし、行為者が積極的加害意思で侵害に臨んだときなど対抗行為に出たことが同条の趣旨に照らし許容されるものとはいえない場合には、侵害の「急迫」性が否定されると解する。

〔判例 2〕

事案：X は、知人 V（当時 40 歳）から、平成 26 年 6 月 2 日午後 4 時 30 分頃、不在中の自宅（マンション 6 階）の玄関扉を消火器で何度も叩かれ、その頃から同月 3 日午前 3 時頃までの間、十数回にわたり電話で、「今から行ったらから待って。けじめとったから。」と怒鳴られたり、仲間と共に攻撃を加えられたりするなど、身に覚えのない因縁を付けられ、立腹していた。

X は、自宅にいたところ、同日午前 4 時 2 分頃、V から、マンションの前に来ているから降りて来るようにと電話で呼び出されて、自宅にあった包丁（刃体の長さ約 13.8cm）にタオルを巻き、それをズボンの腰部右後ろに差し挟んで、自宅マンション前の路上に赴いた。

X を見つけた V がハンマーを持って被告人の方に駆け寄って来たが、被告人は、V に包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることなく、歩いて V に近づき、ハンマーで殴りかかって来た V の攻撃を、

A

最決 S52.7.21・百 1 23

最決 H29.4.26・H29 重判 2

B

最決 H29.4.26・H29 重判 2

¹⁾ 判例は、侵害の「急迫」性について、①「法益侵害が現に存在し、又は間近に押し迫っている」という客観的事情、②侵害の予期の有無、③侵害の予期の存在＋積極的加害意思の有無という三段階構造で理解している（高橋総論 276 頁）。

腕を出し腰を引くなどして防ぎながら、包丁を取り出すと、殺意をもって、Vの左側胸部を包丁で1回強く突き刺して殺害した。

判旨：「刑法 36 条は、急迫不正の侵害という緊急状況の下で公的機関による法的保護を求めることが期待できないときに、侵害を排除するための私人による対抗行為を例外的に許容したものである。したがって、行為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、侵害の急迫性の要件については、侵害を予期していたことから、直ちにこれが失われると解すべきではなく…、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の状況に照らして検討すべきである。具体的には、事案に応じ、行為者と相手方との従前の関係、予期された侵害の内容、侵害の予期の程度、侵害回避の容易性、侵害場所に出向く必要性²⁾、侵害場所にとどまる相当性、対抗行為の準備の状況（特に、凶器の準備の有無や準備した凶器の性状等）、実際の侵害行為の内容と予期された侵害との異同、行為者が侵害に臨んだ状況及びその際の意味内容等を考慮し、行為者がその機会を利用し積極的に相手方に対して加害行為をする意思で侵害に臨んだとき…など、前記のような刑法 36 条の趣旨に照らし許容されるものとはいえない場合には、侵害の急迫性の要件を充たさないものというべきである。³⁾

Xは、Vの呼出しに応じて現場に赴けば、Vから凶器を用いるなどした暴行を加えられることを十分予期していながら、Vの呼出しに応じる必要がなく、自宅にとどまって警察の援助を受けることが容易であったにもかかわらず、包丁を準備した上、Vの待つ場所に出向き、Vがハンマーで攻撃してくるや、包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることもしないままVに近づき、Vの左側胸部を強く刺突したものと認められる。このような先行事情を含めた本件行為全般の状況に照らすと、Xの本件行為は、刑法 36 条の趣旨に照らし許容されるものとは認められず、侵害の急迫性の要件を充たさないものというべきである。したがって、本件につき正当防衛及び過剰防衛の成立を否定した第 1 審判決を是認した原判断は正当である。」

本決定は、「急迫」性を正当防衛による対抗が例外的に許される対立状況を表す要件と捉え、例外的許容の趣旨に遡って急迫性を判断するのである（H29 重判 2 解説）。

²⁾ “侵害を容易に回避し得たことを急迫性判断において消極の方向で考慮し、間接的ながらいわゆる侵害回避義務を課している。…侵害の場所に出向かず、あるいはそこから立ち去ることによる侵害の回避を求める姿勢が疑われる。…本決定が正当防衛を「公的機関による法的保護を求めることが期待できないときに」例外的に許容される私人の実力行使と捉えていることからすると、急迫性を否定するに際して重味を持ち得たであろう。…しかし、…最決昭和 52 年が「刑法 36 条が正当防衛について侵害の急迫性を要件としているのは、予期された侵害を避けるべき義務を課す趣旨ではない」と明言したところに反する恐れもある。”（H29 重判 2 解説）

³⁾ “本決定は、事実的に見れば侵害が現在していた事案で、積極的加害意思に依拠することなく急迫性を規範の見地から否定して、積極的加害意思は急迫性を規範的に否定する一事情にとどまることを示した。最決昭和 52 年の判断を一般化し、その意義を「より上位の原理のもとに相対化し」て…「これを包摂するより大きな枠組みを示した」…点に意義が認められる。”（H29 重判 2 解説）

〔論点 5〕「急迫不正の侵害」の終了時点

ある時点で認められた「急迫不正の侵害」が、防衛行為の時点でも継続しているかが問題となることがある。⁴⁾

〔論点 5〕に入る前に、ある時点（防衛行為よりも前の時点）における「急迫不正の侵害」の存在を認定するのが望ましい。

急迫性の継続性は、再度の攻撃可能性（客観的要素）と加害意思の有無・程度（主観的要素）を考慮して判断される。

〔判例 3〕

事案：X は、アパート共同便所で V から鉄パイプで頭部を 1 回殴打され、もみ合いになりながらアパート 2 階通路に移動し、V から鉄パイプを取り上げたが、V が両手を前に出して向かってきたため、V の頭部を鉄パイプで殴打した。そして、再度もみ合いになり、V が鉄パイプを取り戻して被告人を殴打しようとしたため、被告人は 1 階に通じる階段の方へ向かって逃げ出したところ、被告人を追った V が 2 階通路端に設置された転落防止用手すりの外側に勢い余って上半身を前のめりに乗り出した姿勢になった。X は、V がなども鉄パイプを手握っているのを見て、V の左足を持ち上げて V を手すりから約 4m 下のコンクリート道路上に落下させた。X の一連の暴行により、V は入院加療約 3 か月を要する傷害を負った。

判旨：「V は、被告人に対し、執ような攻撃に及び、その挙げ句に勢い余って手すりの外側に上半身を乗り出してしまったものであり、しかも、その姿勢でなお鉄パイプを握り続けていたことに照らすと、同人の X に対する加害の意欲は、おう盛かつ強固であり、X がその片足を持ち上げて同人を地上に転落させる行為に及んだ当ても存続していたと認めるのが相当である。また、V は、右の姿勢のため、直ちに手すりの内側に上半身を戻すことは困難であったものの、X の右行為がなければ、間もなく態勢を立て直した上、X に追いつき、再度の攻撃に及ぶことが可能であったものと認められる。そうすると、V の X に対する急迫不正の侵害は、X が右行為に及んだ当時のなお継続していた。ただ、V の X に対する不正の侵害は、鉄パイプでその頭部を 1 回殴打した上、同人が手すりに上半身を乗り出した時点で、その攻撃力はかなり減弱していたといわなければならない。他方、X の同人に対する暴行のうち、その片足を持ち上げて約 4m 下のコンクリート道路上に転落させる行為は、一歩間違えれば同人の死亡の結果すら発生しかねない危険なものであったことに照らすと、鉄パイプで同人の頭部を一回殴打した行為を含む X の一連の暴行は、全体として防衛のためにやむを得ない程度を超えたものであったといわざるをえない。」

B

高橋総論 275 頁

最判 H9.6.16・前田 52

B

最判 H9.6.16・前田 52

⁴⁾ 例えば、防衛行為時における侵害行為の危険性が侵害行為開始当初に比べて減退していたという事案では、「急迫不正の侵害」の継続性ととも、防衛手段の相当性が問題となる（平成 23 年・司法試験・出題趣旨）。

第6章 財産犯

第1節. 財産犯の体系

個別財産に対する罪	領得罪	移転罪	盗取罪	窃盗罪 [動産のみ]
				不動産侵奪罪 [不動産のみ]
				強盗罪 [物/利益]
			交付罪	詐欺罪・恐喝罪 [物/利益]
		非移転罪		横領罪 [物]
		間接領得罪		盗品等関与罪 [物]
全体財産に対する罪	毀棄罪・毀棄罪			毀棄罪 [物]
				背任罪 [物/利益]

A

青本 275 頁

第2節. 窃盗罪

A

- ①「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」(235 条)
- ②「第二百三十五条…の罪の未遂は、罰する。」(243 条)

1. 保護法益

占有それ自体 (占有説)

2. 罪質

- ①結果犯
- ②個別財産に対する罪 (客体たる財産が個別財産として個々に保護される)
- ③状態犯 (結果発生とともに犯罪が終了し、その後は法益侵害の状態が継続)
- ④領得罪 (財産の効用の取得による財産侵害を要件とする)
- ⑤移転罪 (占有の移転を伴う)
- ⑥盗取罪 (占有の移転が占有者の意思に反する)

3. 構成要件

- (1)「他人の財物」
- ア.「財物」

(ア) 財物概念

- ・有体物（個体・液体・気体）に限られる（有体物説）。
- ・電気は財物とみなす（245条）。
- ・不動産侵奪罪（235条の2）との関係から、不動産は含まれない。

〔論点1〕財物は有体物に限られるか

有体物説と管理可能性説（事務的管理可能性説／物理的管理可能性説）がある。

なお、245条が「この章の罪については、電気は、財物とみなす。」と規定しているため、電気窃盗は可罰的である。

確かに、財物の概念を目的論的に解釈すれば、管理可能な無体物も含むと考える余地もある。

しかし、245条の規定は「電気」が財物でないことを前提とする規定であるといわざるを得ない。

また、管理可能な無体物を「財物」に含めると、「財物」の解釈の限界がきわめて不明確となり、罪刑法定主義に反する。

さらに、ほとんどの利益窃盗も可罰的となる可能性があり、利益窃盗を不可罰とする現行刑法を逸脱することにもなる。

そこで、「財物」は、有体物（個体、液体、気体）に限られると解する。

〔判例1〕

事案：A 製薬の代表取締役社長であった X および顧問であった Y は、国立予防衛生研究所（以下「予研」）抗生物質製剤室に勤務する厚生技官 Z と共謀して、同室長 C が保管管理する、B 製薬のホスホマイシンに関する資料を入手することを企てた。その後、Z は、午前9時頃出勤して、出勤前の C 室長の戸棚の中から B 製薬のホスホマイシンに関する資料が編綴されたファイル1冊を取り出して自己の机の上に置いておき、同9時半頃、受け取りに来た Y にこれを手渡した。Y は、これを A 製薬本社に持ち帰ってコピーを作成し、その日の午後4時前後に予研に赴いて、Z に同ファイルを返還した。

判旨：①「情報の化体された媒体の財物性は、情報の切り離された媒体の素材だけについてではなく、情報と媒体が合体したものの全体について判断すべきであり、ただその財物としての価値は、主として媒体に化体された情報の価値に負うものということができる。そして、この価値は情報が権利者（正当に管理・利用できる者を含む。以下同様）において独占的・排他的に利用されることによつて維持されることが多い。また、権利者において複製を許諾することにより、一層の価値を生み出すことも可能である。情報の化体された媒体は、こうした価値も内蔵しているものといえる。以上のことは、判示窃盗にかかる本件

B

西田各論 152～153 頁

情報窃盗事案では、①情報自体の「財物」性を否定した上で、②USB等の情報媒体について情報が化体されたものであり財産的価値があるとして「財物」性を肯定する。

B

東京地判 S59.6.28・百II 33

ファイルについても同様であつて、本件ファイルは、判示医薬品に関する情報が媒体に化体され、これが編綴されたものとして、財物としての評価を受けるものといわなければならない。」

②「まず、本件ファイルの財物としての価値は、前示のように情報が化体されているところにあるとともに、権利者以外の者の利用が排除されていることにより維持されているのであるから、複写という方法によりこの情報を他の媒体に転記・化体して、この媒体を手許に残すことは、原媒体ともいべき本件ファイルそのものを窃かに権利者と共有し、ひいては自己の所有物とするのと同様の効果を挙げることができる。これは正に権利者でなければ許容されないことである。しかも、本件ファイルが権利者に返還されるとしても、同様のものが他に存在することにより、権利者の独占的・排他的利用は阻害され、本件ファイルの財物としての価値は大きく減耗するといわなければならない。このような視点に立つて本件をみるに、…本件窃盗は、判示にもあるように、本件ファイルを複写して、これに化体された情報を自らのものとし、前示のような効果を狙う意図と目的のために持ち出したものであるから、これは正に被告人らにおいて、権利者を排除し、本件ファイルを自己の所有物と同様にその経済的用法に従い利用又は処分する意思であつたと認められるのが相当である。そして、こうした意思で本件ファイルを持ち出すことは、たとえ複写後すみやかに返還し、その間の権利者の利用を妨げない意思であり、かつ物理的損耗を何ら伴わないものであつても、なお X・Y 及び Z らに不法領得の意思があつたものと認めざるを得ない。」

(イ) 所有権の目的

「財物」は、財産権、ことに所有権の目的となり得るものであることを要する。

〔論点 2〕 禁制品

禁制品（特別の許可がなければ私人による所有・所持が認められない物）も「財物」に含まれるか。

禁制品であっても、一定の許可等を条件として所有権の対象となるのであるから、「財物」に含まれると解する。

(ウ) 財産的価値

「財物」は、財産犯の客体である以上、財産的価値を有することを要する。ここでいう財産的価値には、客観的な交換価値と、主観的な使用価値（積極的価値・消極的価値）がある。¹⁾

B

最判 S24.2.15

¹⁾ 例えば、預金通帳については、「それ自体として所有権の対象となり得るものであるにとどまらず、これを利用して預金の預入れ、払戻しを受けられるなどの財産的な価値を有する」として財物性が肯定されており（最決 H14.10.21）、キャッシュカードについても同様に考えることができる。

イ. 「他人の」

「他人の」とは、他人の所有権を意味する。

刑法の目的は、既存の財産関係の秩序の保護にあるから、財物の他人の所有権は、刑法的保護に値するものであれば足り、完全な所有権であることを要しない。そのため、禁制品・公職選挙法違反の選挙ポスターなどのように、将来所有権が否定される可能性のある物であっても、他人性が認められる。

〔論点 3〕 自己所有物

「他人の財物」は、他人が所有する財物を意味する。もともと、自己所有物であっても「他人が占有…するもの」は、「他人の財物」とみなされる(242条)。では、242条でいう「他人が占有」は、本権に基づかない事実上の占有も含むか。^{2) 3)}

(論証 1) 本権説

235条と242条が区別されて規定されていることからすれば前者が原則規定で後者が例外規定と理解するべきである、民法上保護される私法上の正当な権利関係だけを刑法で保護すれば足りるとの理由から、窃盗罪の保護法益を他人の占有の基礎にある所有権その他の本権(質権、賃借権など)であると解する見解がある。

本権説からは、窃盗罪は本来所有権だけを保護するものであるが、242条により「本権」にまで保護法益が拡大されていると理解することになる。

そうすると、242条は、窃盗罪の客体を、他人が占有・所有する財物から、他人が本権に基づき占有する自己所有物にまで拡大した規定であると理解される。

したがって、242条でいう「占有」は、本権に基づく占有(権限(法律上の原因)に基づく適法な占有)だけを意味する。

(論証 2) 占有説

現行刑法は、窃盗罪の客体について「他人の財物」と規定し、旧刑法のように「人の所有物」と規定していない。

また、235条・242条では、「他人の財物」「他人の占有」とだけ規定されており、権利の存在を明示的に要求していない。

さらに、占有訴権制度(民法197条以下、特に民法202条2項)は、本権に基づく自力救済を禁止することで事実としての財産状態の尊重を

A

高橋各論 213 頁、基本刑法Ⅱ130 頁

高橋各論 213 頁、基本刑法Ⅱ130 頁

西田各論 164 頁

²⁾ 本権説からは、235条は原則規定、242条は例外規定と位置づけられ、例外規定である242条の適用範囲は制限的に、本権に基づく占有と解釈されることになる。これに対し、占有説からは、242条は235条の注意規定であるという位置づけになる(高橋各論213頁)。

³⁾ 判例(最決H元.7.7・百Ⅱ26)は、占有説に立ち、他人が事実上占有する自己所有物の取り戻しも窃盗罪の構成要件に該当するとしつつ、その行為は社会通念上占有者(例えば、借主等)に受忍を求める限度を超える者かという観点から、権利行使による違法性阻却の可否について検討を加えている(高橋各論216頁、基本刑法Ⅱ134頁)。

要求する趣旨であるから、窃盗罪においても占有自体を保護するべきである（実質的根拠 - 自力救済の禁止）。

そこで、窃盗罪の保護法益は、占有それ自体であると解する。

占有説からは、所有権者であっても他人の占有を侵害することは許されないであり、242条はそのことを注意規定にすぎないと理解される。

そうすると、242条の「他人が占有」には、他人の事実上の占有も含まれる。

〔論点 4〕 第三者が本権に基づかずに占有する他人の所有物

確かに、他人の所有物である以上、「他人の財物」に当たるはずである。

しかし、窃取という占有移転の対象となるべき本罪における「財物」は、他人の占有に属するものであることを要する。そこで、本権に基づかない第三者の占有が本罪によって保護に値するものであるかという形で、窃盗罪の成否が問題となる。

窃盗罪の保護法益を他人の占有の基礎にある所有権その他の本権であると解する本権説からは、本権に基づかない事実上の占有の要保護性が否定される結果、第三者が本権に基づかずに占有する他人の所有物は「財物」に当たらないことになる。

しかし、事実上の占有も尊重することで財産秩序を保護する必要があるから、本罪の保護法益は事実上の占有自体であると解すべきである（占有説）。

この見解からは、上記の他人の所有物も、「財物」に当たる。

A

高橋各論 213 頁、基本刑法Ⅱ 132 頁

ウ. 他人の占有

窃盗罪は占有移転を伴う移転罪であるから、客体である「財物」は他人の占有に属することを要する。⁴⁾

〔論点 5〕 占有の存否

所有者と財物との間に物理的間隔がある場合などに、当該財物について所有者の占有が及んでいるのかが問題となる。

窃盗罪における占有は、財物に対する事実的支配である。

これは、領得行為の時点基準に、財物に対する客観的支配と支配意思を総合して社会通念に従って判断される。⁵⁾

A

最決 H16.8.25・百Ⅱ 28

〔事案類型〕

（類型 1）財物を現実握持している場合

財物を直接に支配しているといえ、占有が認められる。

山口各論 178～180

⁴⁾ 「他人の」とは、他人の占有を意味するのではない。窃盗罪の客体である「財物」が他人の占有に属するものであることは、「窃取」から導かれる（山口各論 177 頁）。

⁵⁾ 行為者が窃取の時点で被害者の占有を基礎づける事実を認識していることが必要であり、この認識がなければ、窃盗罪の故意がなく、抽象的錯誤の問題となり、遺失物横領罪が成立するにとどまる。なお、窃盗罪は、242条を度外視すれば占有侵害と所有権侵害からなる罪であり、遺失物等横領罪は所有権侵害からなる罪であり、両者の間には「重い軽い」という関係がある。すなわち、両者は所有権侵害の限度で実質的に重なり合い、占有侵害の有無によって重さが異なっているのである。したがって、窃盗の認識で遺失物横領を実現した場合には、遺失物横領罪の故意が認められる。

判例

- ・ 大判 M40.9.27 p283
- ・ 大判 M42.12.13 p292
- ・ 大判 M43.4.28 p154
- ・ 大判 M43.11.15 p168
- ・ 大判 M43.12.19 p319
- ・ 大判 M44.10.9 p123, 144
- ・ 大判 M44.10.13 p251
- ・ 大判 M45.4.26 p200
- ・ 大判 M45.6.20 p158
- ・ 大判 T2.1.23 p283
- ・ 大判 T2.11.18 p130
- ・ 大判 T2.12.16 p251
- ・ 大判 T3.4.29 (百Ⅱ123) p316
- ・ 大判 T3.10.16 p259
- ・ 大判 T3.12.1 p169
- ・ 大判 T4.4.9 p249
- ・ 大判 T4.4.29 p267
- ・ 大判 T4.11.2 p272
- ・ 大判 T4.12.11 p181
- ・ 大判 T7.2.6 p199
- ・ 大判 T7.5.7 p314
- ・ 大判 T7.8.20 p177
- ・ 大判 T7.11.19 p200
- ・ 大判 T7.12.18 p16
- ・ 大判 T8.3.31 p314
- ・ 大判 T8.4.5 p199
- ・ 大判 T8.7.9 p292
- ・ 大判 T8.11.19 p249
- ・ 大判 T9.12.24 p290
- ・ 大判 T10.10.14 p255
- ・ 大判 T11.2.25 p119
- ・ 大判 T11.12.15 p239
- ・ 大判 T12.4.14 p262
- ・ 大判 T12.7.2 p130
- ・ 大判 T12.11.9 p199
- ・ 大判大 T13.4.25 p91
- ・ 大判大 T14.6.9 (百Ⅰ45) p91
- ・ 大判 T15.7.5 p189
- ・ 大判 S2.12.8 p328
- ・ 大判 S4.2.19 p283

- ・大判 S4.5.16 (百 II 45) p216
- ・大判 S4.9.17 p110
- ・大判 S4.10.15 p283
- ・大判 S7.11.24 p283
- ・大判 S7.12.10 p314
- ・大判 S8.6.5 p158
- ・大判 S9.10.19 p98
- ・大判 S12.6.25 p110
- ・大判 S12.11.9 p314
- ・大判 S13.3.11 p16
- ・大判 S13.9.1 p247
- ・大判 S15.2.5 p317
- ・大判 S19.2.8 p212
- ・最判 S22.11.26 p208
- ・最判 S23.4.17 p98
- ・最判 S23.5.6 p267
- ・最判 S23.6.5 (百 II 62) p247
- ・最判 S25.7.4 (百 II 46) p238
- ・最判 S23.12.24 p208
- ・最判 S24.2.8 p206
- ・最判 S24.2.15 p196, 207
- ・最判 S24.3.8 (百 II 65) p251
- ・最判 S24.4.14 p284
- ・最判 S24.4.5 p81
- ・最判 S24.5.28 (百 II 44) p216
- ・最判 S24.7.9 p214
- ・最判 S24.7.12 p172
- ・最判 S24.7.30 p267
- ・最判 S24.10.20 (百 II 76) p263
- ・東京高判 S24.12.10 p98
- ・最判 S24.12.17 (百 I 97) p134
- ・最大判 S24.12.21 p150
- ・最判 S25.5.25 (百 II 80) p276
- ・最判 S25.6.6 p199
- ・名古屋高判 S25.11.14 p98
- ・最判 S25.12.12 p204
- ・最判 S26.1.30 p266
- ・最判 S26.3.27 (百 I 79) p118
- ・最判 S26.5.11 p284
- ・最判 S26.5.25 (百 II 63) p247
- ・最判 S26.8.17 (百 I 44) p91

- ・最判 S26.9.20 p161
- ・最決 S27.2.21 p3
- ・最判 S27.6.6 p158
- ・最判 S27.12.25 p224
- ・最判 S27.12.25 p289
- ・最判 S28.1.30 p193
- ・高松高判 S28.1.31 p98
- ・最決 S28.2.19 p216
- ・最判 S28.5.2 p272
- ・最判 S28.11.27 p169、172
- ・最大判 S29.1.20 (百 I 72) p111, 211
- ・最決 S29.5.6 p99
- ・最決 S29.5.27 (百 I 105) p150
- ・最判 S29.8.20 p158
- ・名古屋高判 S30.5.4 p208
- ・最決 S30.7.7 (百 II 52) p229, 234
- ・最判 S30.10.14 (百 II 60) p244
- ・最判 S31.5.24 p123, 144
- ・最決 S31.7.12 p329
- ・最決 S31.8.22 p182
- ・最判 S31.10.25 p181
- ・東京高判 S31.12.5 p234
- ・最判 S31.12.7 (百 II 69) p258
- ・名古屋高判 S32.3.4 p208
- ・最大判 S32.3.13 (百 I 47) p36
- ・最決 S32.4.23 p158
- ・最決 S32.4.30 p316
- ・最判 S32.8.1 p215
- ・最判 S32.9.13 (百 II 40) p209
- ・最判 S32.10.4 (百 II 91) p289
- ・最判 S32.10.18 (百 I 49) p93
- ・最判 S32.11.19 (百 I 92) p254
- ・最決 S32.12.5 p329
- ・最大判 S33.5.28 (百 I 76) p114, 116, 117
- ・東京高判 S33.7.7 p234
- ・最判 S33.9.9 (百 I 5) p16
- ・最判 S33.9.30 (百 II 115) p308
- ・最判 S33.11.21 (百 II 1) p6, 60
- ・最判 S34.5.7 (百 II 19) p188
- ・最判 S34.7.24 p156
- ・最決 S34.8.27 p307

- ・最決 S34.9.28 (百 II 48) p221
- ・最判 S35.3.1 p305
- ・最判 S35.3.18 (百 I 11) p168
- ・最判 S35.6.24 p309
- ・最決 S36.8.17 (百 II 121) p313
- ・最判 S36.10.10 p248
- ・最決 S37.11.8 (百 I 81) p123
- ・最判 S38.11.8 p267, 268
- ・最決 S39.1.28 (百 II 4) p157
- ・最決 S39.12.8 p328
- ・最決 S40.2.26 p313
- ・最決 S40.3.9 p99
- ・最判 S41.3.24 (百 II 118) p307
- ・最判 S41.4.8 (百 II 29) p200
- ・最決 S41.4.14 (百 II 113) p306
- ・最判 S42.3.7 (百 I 91) p144
- ・最判 S42.5.24 (百 II 112) p306
- ・東京高判 S42.6.20 p208
- ・最判 S42.10.13 (百 I 54) p49
- ・最決 S42.10.24 (百 I 9) p31
- ・最決 S43.9.17 p172
- ・最決 S43.10.15 p330
- ・最決 S43.10.24 p239
- ・広島地判 S43.12.24 p210
- ・最判 S44.6.25 (百 II 21) p189
- ・最決 S44.7.17 (百 84) p140
- ・最判 S44.12.4 p74
- ・最判 S45.1.29 (百 II 14) p177
- ・最決 S45.7.28 (百 I 63) p99
- ・最決 S45.9.4 (百 II 92) p291
- ・東京高判 S45.9.8 p99
- ・最判 S45.10.12 (百 II 10) p171
- ・最決 S45.12.3 (百 II 8) p162
- ・最決 S45.12.22 p208
- ・最判 S46.6.17 p24
- ・大阪高判 S47.8.4 p208
- ・福岡高判 S47.11.22 (百 II 64) p246
- ・最判 S50.4.24 (百 104) p319, 320
- ・最決 S50.6.12 (百 II 75) p265
- ・最判 S50.11.28 (百 I 24) p74
- ・札幌高判 S51.3.18 (百 I 51) p46

- ・最決 S51.4.1 (百Ⅱ47) p238
- ・最判 S51.4.30 (百Ⅱ87) p285
- ・最判 S51.5.6 (百Ⅱ90) p288
- ・最大判 S51.9.22 (百Ⅰ104) p150
- ・松江地判 S51.11.2 p130
- ・最決 S52.7.21 (百Ⅰ23) p67
- ・最決 S53.2.16 p151
- ・最決 S53.3.22 (百Ⅰ14) p32
- ・東京高判 S53.3.22 p282
- ・最判 S53.3.24 (百Ⅰ34) p87
- ・福岡高判 S53.4.24 p250
- ・最判 S53.6.29 p305
- ・最判 S53.7.28 (百Ⅰ42) p37, 39
- ・最決 S58.9.13 p87
- ・最決 S54.4.13 (百Ⅰ90) p44
- ・最決 S54.11.19 (百Ⅱ43) p211
- ・最決 S55.10.30 (百Ⅱ32) p203
- ・最決 S55.11.13 (百Ⅰ22) p58, 172
- ・最決 S56.4.8 (百Ⅱ97) p295
- ・最判 S57.2.17 (百Ⅰ106) p151
- ・東京高決 S57.6.28 p244
- ・旭川地判 S57.9.29 p313
- ・最決 S57.11.29 p175
- ・最決 S58.3.25 (百Ⅱ109) p326
- ・仙台地判 S58.3.28 p275
- ・最判 S58.4.8 (百Ⅱ16) p182, 184
- ・最決 S58.5.24 p258
- ・東京高判 S58.6.20 p275
- ・最決 S58.6.23 p162
- ・横浜地判 S58.7.20 p100
- ・最決 S58.9.21 (百Ⅰ74) p3
- ・最決 S58.9.27 p175
- ・最判 S59.2.17 (百Ⅱ93) p292
- ・最決 S59.4.27 (百Ⅱ25) p191
- ・最決 S59.5.30 (百Ⅱ106) p324
- ・東京地判 S59.6.28 (百33) p195
- ・最判 S59.7.3 p87
- ・最決 S60.7.3 p313
- ・最決 S61.6.9 (百Ⅰ43) p45
- ・最決 S61.6.27 (百Ⅱ108) p327
- ・最判 S61.7.18 (百Ⅱ77) p269

- ・最決 S61.11.18 (百Ⅱ39) p207
- ・最決 S62.3.24 (百Ⅱ13) p175
- ・最決 S62.3.26 (百Ⅰ29) p82
- ・最決 S62.7.16 (百Ⅰ48) p92
- ・最決 S63.7.18 (百103) p319
- ・東京高判 H 元.2.27 p209
- ・大阪高判 H 元.3.3 p206
- ・最決 H 元.3.10 (百Ⅱ114) p305
- ・最決 H 元.3.14 (百Ⅰ52) p47
- ・福岡高宮崎支判 H 元.3.24 (百Ⅱ2) p7
- ・最決 H 元.5.1 (百Ⅱ125) p312
- ・最決 H 元 6.26 (百Ⅰ95) p132
- ・最決 H 元.7.7 (百Ⅱ26) p197
- ・最決 H 元.7.7 (百Ⅱ81) p275
- ・最決 H 元.7.14 (百Ⅱ82) p274
- ・最判 H 元.7.18 (百Ⅰ46) p92
- ・最判 H 元.11.13 (百Ⅰ25) p75
- ・最決 H 元 12.15 (百Ⅰ4) p18
- ・最決 H2.2.9 (百Ⅰ40) p35
- ・東京高判 H2.2.21 (百86) p140
- ・最決 H2.11.20 (百Ⅰ10) p22, 25
- ・最決 H4.6.5 (百Ⅰ88) p124
- ・東京地判 H4.6.19 p175
- ・最決 H4.12.17・百Ⅰ12 p28
- ・最決 H5.10.5 (百Ⅱ94) p294
- ・名古屋地判 H6.1.18 p158
- ・最決 H6.3.4 p215
- ・最決 H6.7.19 p204
- ・最決 H6.11.29 (百Ⅱ88) p291
- ・最判 H6.12.6 (百Ⅰ96) p133
- ・最大判 H7.2.22 (百Ⅱ107) p319
- ・千葉地判 H7.6.2 (百Ⅱ122) p313
- ・東京高判 H7.9.26 p169
- ・東京地判 H7.10.9 p214
- ・大阪高判 H7.11.9 p4
- ・千葉地裁 H7.12.13 (百Ⅰ59) p62
- ・東京地判 H8.6.26 p85
- ・大阪地判 H9.8.20 p160
- ・最判 H9.6.16 (前田 52) p69, 78
- ・最決 H9.10.21 (百Ⅱ83) p273
- ・最決 H10.11.15 (百Ⅱ72) p259

- ・最決 H11.12.9 (百Ⅱ36) p205
- ・最判 H11.12.20 (百Ⅱ95) p293
- ・最決 H12.2.17 (百Ⅱ23) p190, 191
- ・最決 H12.3.27 p224
- ・最決 H12.12.20 (百Ⅰ53) p48
- ・最判 H13.7.19 (百Ⅱ49) p221
- ・最決 H13.10.25 p3
- ・最決 H13.11.5 (百Ⅱ66) p252
- ・最決 H14.7.1 (百Ⅱ74) p267
- ・名古屋高判 H14.8.29 p132
- ・大阪高判 H14.9.4 (百Ⅰ28) p71, 72
- ・最決 H14.9.30 (百Ⅱ24) p192
- ・最決 H14.10.21 p196, 225
- ・最決 H15.2.8 (百Ⅱ73) p260
- ・最決 H15.3.12 (百Ⅱ51) p231
- ・最決 H15.4.14 (百Ⅱ84) p277
- ・最大判 H15.4.23 (百Ⅱ68) p149
- ・最決 H15.5.1 (百Ⅰ76) p115
- ・最決 H15.7.16 (百Ⅰ13) p26, 27
- ・最決 H15.10.6 (百Ⅱ96) p285, 295
- ・最大判 H15.10.25 (百Ⅱ68) p253
- ・最決 H15.12.9 p235
- ・最決 H15.12.18 p287
- ・最決 H16.1.20 (百Ⅰ73) p4, 60
- ・最決 H16.2.17 p25
- ・最決 H16.3.22 (百Ⅰ64) p101, 103
- ・最決 H16.8.25 (百Ⅱ28) p198
- ・最決 H16.10.19 p26, 28
- ・最決 H16.11.30 (百Ⅱ31) p203
- ・東京高判 H16.12.1 p157
- ・最判 H16.12.10 (百Ⅱ42) p213
- ・最決 H17.3.11 (百Ⅱ105) p323
- ・最決 H17.3.29 (百Ⅱ6) p158
- ・最判 H17.4.14 (百Ⅰ102) p172
- ・最決 H17.7.4 (百Ⅰ6) p15
- ・札幌高判 H17.8.18 (百Ⅱ126) p312
- ・最決 H17.12.6 (百Ⅱ12) p173, 174
- ・最決 H18.1.17 (百Ⅱ79) p270
- ・最決 H18.2.14 (百Ⅱ59) p240
- ・最決 H18.3.14 (百Ⅱ7) p166
- ・最決 H18.3.27 (百Ⅰ11) p29

- ・最決 H18.11.21 (H19 重判 4) p136
- ・最決 H19.3.20 (百 II 78) p270
- ・最決 H19.3.26 (H19 重判 2) p50
- ・最決 H19.7.2 (百 II 18) p184
- ・最決 H19.7.17 (H19 重判 9) p226
- ・最決 H20.1.22 (百 II 15) p180
- ・最決 H20.2.18 (百 II 35) p255
- ・東京高判 H20.3.19 (百 II 41) p207
- ・最判 H20.4.11 (H20 重判 8) p183
- ・最判 H20.3.4 (H20 重判 5) p100
- ・最決 H20.5.20 (百 I 26) p65
- ・最決 H20.6.25 (百 I 27) p78
- ・最決 H21.2.24 (H21 重判 2) p79
- ・最決 H21.6.30 (百 I 94) p132
- ・最決 H21.7.13 (H21 重判 4) p185
- ・最判 H21.7.16 (H21 重判 1) p75
- ・東京高判 H21.11.16 (H23 重判 4) p210
- ・最判 H21.11.30 (百 II 17) p183
- ・最決 H21.12.8 (百 I 35) p87
- ・最判 H22.5.31 (H23 重判 1) p163
- ・最決 H22.7.29 (百 II 50) p227
- ・東京地判 H22.9.6 (H23 重判 6) p286
- ・最決 H22.9.7 (H22 重判 12) p325
- ・最決 H23.12.19 (百 I 87) p141
- ・最決 H24.10.15 (H24 重判 8) p321
- ・最決 H24.11.6 (百 I 82) p119, 162
- ・最決 H28.3.24 (H28 重判 6) p159, 160, 161
- ・最判 H26.3.28 (H26 重判 7) p229
- ・最決 H29.4.26 (H29 重判 2) p67
- ・最決 H29.6.12 (H29 重判 1) p46
- ・最判 H29.12.11 p121
- ・最判 H30.3.22 p97, 102

(参考文献)

- ・「刑法総論」第2版・3版(著:山口厚-有斐閣)
 - 第2版を参照している箇所では「山口総論〇頁」と表記
 - 第3版を参照している箇所では「山口総論3版〇頁」と表記
- ・「刑法各論」第2版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「CRIMINAL LAW」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「新判例から見た刑法」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「基本刑法Ⅰ 総論」第2版・3版(著:大塚裕史ほか-日本評論社)
 - 第2版を参照している箇所では「基本刑法Ⅰ 〇頁」と表記
 - 第3版を参照している箇所では「基本刑法Ⅰ 3版〇頁」と表記
- ・「基本刑法Ⅱ 各論」第2版(著:大塚裕史ほか-日本評論社)
- ・「刑法総論」第3版(著:高橋則夫-成文堂)
- ・「刑法各論」第2版(著:高橋則夫-成文堂)
- ・「刑法総論」第2版(著:西田典之-法律学講座双書)
- ・「刑法各論」第6版(著:西田典之-法律学講座双書)
- ・「刑法総論講義」第6版(著:前田雅英-東京大学出版会)
- ・「刑法各論講義」第6版(著:前田雅英-東京大学出版会)
- ・「刑法総論講義案」三訂補訂版(司法協会)
- ・「刑法総論の考え方・楽しみ方」初版(著:佐伯仁志-有斐閣)
- ・「刑法と民法の対話」初版(著:佐伯仁志・道垣内弘人-有斐閣)
- ・「罪数論の研究」補訂版(著:只木誠-成文堂)
- ・「刑法判例百選Ⅰ 総論」第7版(有斐閣)
- ・「刑法判例百選Ⅱ 各論」第7版(有斐閣)
- ・「最新重要判例250」第11版(著:前田雅英-弘文堂)
- ・「重要判例解説」平成18年～30年度(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2018(日本評論社)
- ・「受験新報」2006～2016(法学書院)